



SYDNEY JAPANESE
INTERNATIONAL
SCHOOL

シドニー日本人国際学校

職場の安全と衛生管理に 関する方針

職場の安全・衛生管理に関する方針

概論：

シドニー日本人国際学校にとっての最優先事項は、教職員、児童生徒、保護者、請負業者および来校者の安全と健康の確保である。

学校は、2011年労働安全衛生法(NSW)および2017年労働安全衛生規則(NSW)を含む現行のWHS法およびガイドラインを遵守し、安全な学習・労働環境を提供する立場にある。個人の安全衛生が侵されることがないように、適切な財源を費やして、実用可能な限り充実した職場環境を確保することに専念しなければならない。

さらに、職員としての責任についての啓発活動をすることで「安全文化」を培っていくことも目的としている。自分の所属する職場の衛生・安全・福利に関する決定に携わることができるように、職員は、学校側と話し合いの機会が与えられる。

1. WHS（職場の安全衛生）の責任：

学校の安全衛生（Work Health and Safety: WHS）は、全員で守るべき重要な責任であるが、主な責任は学校管理職にある。WHS法では、PCBU（person conducting a business or undertaking）である学校の管理者や理事会メンバーには、「適切な注意義務（due diligence）を果たす責任があり、学校がWHSの義務を確実に守れるよう努めなければならない。また、すべての教職員、児童生徒、保護者、ボランティア、訪問者、そして請負業者は「職場の安全衛生管理に関する方針」を遵守し、共に安全な環境を維持するために協力することが求められる。そして、あらゆる事故が発生した場合、必ず報告しなければならない。

学校管理職の責任：

- 関連するすべての安全衛生規則を徹底する
- 職場の危険およびリスクを可能な限り最小化する
- 事故やリスクに関する情報を受け取った後、検討・迅速対応できる適切な手順を用意する
- 教職員に安全に関する情報、指導、研修の機会を提供し、保護者や訪問者を含む、すべての関係者に安全衛生の義務を周知させる
- 校内での作業や活動が安全に行われるよう、監督する
- 健康、安全、福祉に関して、教職員、児童生徒、保護者とのコミュニケーションを維持する
- 必要な保護具を提供し、けがをした教職員が復職できるプログラムを確保する
- 教師が注意義務を果たせるように、必要な情報や研修を提供して支援する

チーフ職員：

- 教員、児童生徒、保護者が安全に学校活動に参加できるよう、適切な研修や監督、情報を提供する
- 学校全体に対して、安全衛生に関する基準についての認識を広める
- 児童生徒、教員、保護者が健康や安全に関する懸念を自由に発言でき、それらが適切に学校管理者に報告されることを奨励する
- 教員が生徒に対する注意義務を果たすために、必要な資料や安全規約へのアクセスを支援する

教員・他の職員：

- 積極的に WHS の取り組みに参加し、保護者や訪問者が関わる活動中も、全員の安全を確認する
- 危険や事故が起きた場合は、すぐに学校の担当者・管理者に報告する
- 日常の活動において、決められた安全手順やガイドラインに従う
- 児童生徒を適切に監督し、安全手順に従い、安全な学習環境を保つことで、注意義務を遂行する

請負業者：

- WHS 法および本校の安全方針を遵守すること
- 学校職員の安全に関する指示に従うこと

保護者・ボランティア・訪問者：

- 校内、または学校関連の活動に参加している間は、すべての健康と安全に関する方針と手順に従わなければならない
- 行事、送り迎え、遠足、学校訪問の際は、学校の安全手順を守る
- 危険、事件、安全でない状況があれば、学校の教職員に報告する
- 学校の規則を守り、子供や他の人の安全を確保し保護義務に協力することが自分の役割であることを認識する

2. 協議に関する協定：

学校側として、職場の安全衛生管理維持は全職員との取り組みがあって初めて可能となることを認識する。学校側は、教職員と協議をし、全職員・児童生徒・来校者の衛生・安全・福利のために、職場安全慣例および対策を履行する。すべての状況や各職場は、個別に評価し適切な対策を講じなければならない。

教職員との協議は原則として以下の手順をふまえる

- 各部会：保護者からの意見も含め、懸念事項を話し合い、さらに、ライフセクションに提案する
- ライフセクション：教職員と児童生徒が関わる緊急でない安全についての問題を話し合い、承認を求める

- WHS 委員会会議（一学期に一回）：選ばれたメンバーが集まり、学校に関係した WHS 事項（改善や予防）について話し合う
 - 委員会は9名【マネージメント（校長・GM・両ヘッド）、教員2名（両学級）、および事務職員（メンテナンス、ERとプロジェクトコーディネーター）】で構成。
- Escom 会議（毎週）：WHS に関する緊急事項を提起し、早急に対応する。
- 職員会議：協議決定された事項を全職員に知らせる
- 保護者と訪問者とのコミュニケーション：ニュースレター、保護者会、学校行事などの直接的なコミュニケーション手段を通じて相談が行われ、WHS に関する情報を共有する

以上の場を通して、全職員は、意見を述べ、WHS 関連情報の共有し、実践することを奨励されている。

3. 注意義務

シドニー日本人国際学校は、すべての児童生徒、教職員、保護者、訪問者、委託業者が校内にいる間、または学校関連の活動に参加している間、その安全と福利を確保する法的および道徳的義務を負う。この注意義務は、安全な環境を提供し、危害や傷害から個人を保護するための合理的な措置を講じることに及ぶ。

注意義務には以下が含まれる：

- 学校の授業時間中、遠足、学校での活動中、児童生徒に適切な監督を行うこと
- すべての教職員、請負業者、ボランティアが学校の安全手順を理解し、それに従うようにすること
- 建物、敷地、設備を含め、危険のない安全な環境を維持すること
- 応急処置や緊急時の対応を含め、安全な実践方法について教職員や児童生徒に研修や情報を提供すること
- 事件、事故、安全上の懸念が発生した場合、リスクを最小限に抑え、適切なケアを提供するために、迅速な行動を取ること

教員は、その役割の遂行において、児童生徒やその関係者があらかじめ予測できる危険から安全に守られるよう、合理的な注意、配慮、技能を行使する義務がある。

4. 教員の注意義務

教員には、監督下にあるすべての児童生徒の安全と幸福を確保する注意義務がある。この義務は、予見可能な危害を防ぎ、安全な学習環境を作るために、教員があらゆる合理的な手段を講じることを求めるものである。

教員の注意義務は以下の通り：

- 児童生徒の監督：教員は、教室での活動中、遠足やスポーツなど学校関連の行事中、常に適切かつ十分な監督を行わなければならない
- 危険の特定と管理：教員は、教室、校庭、または学校関連の活動中に起こりうる危険を特定し、これらの危険を最小化または排除するための適切な措置を講じなければならない。これには、定められた安全ガイドラインに従うこと、リスク評価を実施すること、必要な保護具を確実に使用することなどが含まれる
- 安全な行動の確保：教員は、児童生徒がすべての安全規則とガイドラインを認識し、それに従うようにしなければならない。教員は、事故や怪我を防ぐために、教室内や学校での活動中の安全な行動を強化する責任がある
- 事故への対応：事故、怪我、病気が発生した場合、教員は応急処置を施し、報告し、必要であればさらに医療支援を求めるなど、迅速に行動しなければならない。すべての事故は文書化され、学校の手続きに従って学校管理者に報告されなければならない
- 校外での注意義務：教員の注意義務は、児童生徒が学校主催の遠足、キャンプ、その他の行事に参加する際の校外での活動にも及ぶ。教員は、これらの活動が安全に行われるよう、適切な監督比率の遵守、リスクアセスメントの実施、生徒の安全プロトコルの遵守の確認など、合理的な手段を講じなければならない
- 包括的な学習環境：教員は、特別なニーズを持つ児童生徒を含め、全児童生徒の学習環境が安全であることを徹底しなければならない。これには、安全のための手順を適応させ、すべての児童生徒が適切なサポートを受けられるようにすることが含まれる
- 継続的な専門能力開発：教員は最新の安全ガイドラインを常に把握し、WHSに関連する専門的な開発セッションに参加し、注意義務に対する最新の理解を維持しなくてはならない

5. 心理社会的危険の管理

心理社会的危険の特定：ストレス、いじめ、仕事のプレッシャー、ハラスメントなど、精神的健康に悪影響を及ぼす可能性のあるもの。

予防措置：メンタルヘルスを促進し、仕事に関連するストレスを軽減し、支援的な職場文化を育成するための明確なガイドラインを確立する。

支援システム：カウンセリング・サービス、メンタルヘルスに関する相談窓口の提供、心理社会的リスクの報告窓口の確保

研修と啓発：心理社会的リスクの認識と管理に関する専門的能力の開発
 対応手順：報告された心理社会的問題に対処するための明確なステップ

予防措置

学校は以下を行う：

- 仕事量やストレスに関するオープンなコミュニケーションを奨励する
- 尊重とチームワークが促進される、前向きな職場文化を育成する
- 教職員の仕事量が妥当かつ公平であるようにする
- 教職員に定期的な休憩を与え、ワークライフバランスを奨励する

心理社会的問題への対応

心理社会的な問題が報告された場合、学校は以下の対応を行う：

- いじめ、ハラスメント、または業務上のストレスに関するすべての報告を調査する
- 報告者を保護するための措置を直ちに講じる
- 問題を解決するために、調停またはその他の支援サービスを提供する
- 今後の問題を防止するために、業務慣行を見直し、調整する

6. 第三者提供者との危機管理

学校は、第三者提供者（例えば、契約業者や遠足の主催者など）が健康と安全を守るために適切な対策を取っているか確認する必要がある。これには以下が含まれる

a) 提供者を選定する際：

- 提供者とそのスタッフの専門知識と資格を確認する
- 提供者の WHS（職場健康と安全）ポリシーとリスク評価を確認する
- 安全手順とトレーニング体制を理解する
- 提供者の安全記録を評価する

b) 提供者と協力する際：

- 懸念事項があれば、迅速に契約業者に対処する

高リスクな活動については、学校は提供者の文書を確認し、専門的なアドバイスを求めることは重要である。学校は WHS 責任を他に委ねることはできず、学校と提供者の両方が責任を持つことを理解しておく必要がある。各状況に応じて慎重に対応し、契約業者管理手続きが整っていることが大切である。

7. 職場の安全作業：

学校の現在実施している安全作業慣行に従い、学校は以下を引き続き徹底する：

- 緊急時の手順の熟知：火災訓練、ブッシュファイヤー避難、ロックダウンの手順を含む緊急時の手順を周知徹底する

- 定期的な職場点検：潜在的な危険を特定し、WHS 基準に準拠しているか、環境の定期的な検査と評価を実施する
- 学校システム（Sentral）を使用し、すべての事件、事故、怪我、病気を記録し、報告する
- WHS 情報の提供：全職員、児童生徒を含むすべての関係者に最新の WHS 情報を提供し、安全方針と手順を周知徹底する
- ラベル表示とサインボード：GHS ラベルまたはサインボードを導入し、すべての職員と児童生徒が学校内の危険性（科学薬品など）を理解できるようにする。

8. 事故報告の手順

事故が発生した場合、全員の安全を確保し、法的義務に準拠するために、体系化された手順に従うことが最も重要である。

この過程は以下を含む：

現場保全：事故が発生した場合、責任者（校長、GM またはヘッド）は、検査官が到着するか、さらなる指示があるまで、現場が乱されないようにしなければならない。さらなる危害を防ぐため、現場へのアクセスは制限する。

危険の特定とリスクアセスメント：

- 事故の前に事故を未然に防ぐため、ハザードを特定し、リスクを事前に把握する
- 事故後、リスクを再調査しその要因を見つけ、是正措置を実施する

通知すべき事故：重大な傷害や疾病を引き起すか、健康や安全に対する差し迫った脅威となるような事故は、当局に報告しなければならない

危険な事故：負傷がなくても、人々を深刻な危険にさらす事故も報告しなければならない

化学物質の危険：危険な化学物質や有毒物質を含む事故は、適切な封じ込めと対応を確実にするため、迅速に管理し、報告しなければならない

報告の手順

1. いかなる出来事も、できるだけ早く適切な監督者または管理者に報告する。
2. 事故後直ちにリスクアセスメントを行い、継続的な危険が存在するかどうかを判断する。
3. 事故が通知可能なものである場合、当局からの追加通知があるまで、現場が乱されていないことを確認する。

4. Sentral システムを使用し、事故の性質、関係者、取られた措置に関する詳細な情報を記載し、事故報告書を完成させる。学校の報告書の用紙を使い添付してもいいが、必ず Sentral に記入すること。
5. 必要な安全対策を施し、影響を受ける関係者に変更を連絡し、事故が適切な解決策をもって終了されるようにする

添付資料：

リスクマネジメント表

Relevant School Documents:

- [SJIS 安全マニュアル](#)
- [シックベイ手順](#)
- [悪天候時の対応に関する方針](#)
- [安全・維持に関する方針](#)
- [リスクアセスメント手順 \(hazards, chemicals, excursions/incursions, psychosocial hazards\)](#)
- [事故報告書](#)

References:

- Work Health and Safety Act 2011(NSW)
- Work Health and Safety Regulations 2011 (NSW)
- Workers Compensation Act 1987 (NSW)
- Workers Compensation and Injury Management Act 1998(NSW)